

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律
案要綱

第一 定義

1 この法律において「特定核燃料物質」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいうものとする。

（第二条第五項関係）

2 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法第二条第七項に規定する原子力施設をいうものとする。

（第二条第六項関係）

第二 特定核燃料物質輸出入罪

1 特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処するものとする。

（第六条第一項関係）

2 1の罪の未遂は、罰するものとする。

（第六条第二項関係）

3 1の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処するものとする。ただし、1の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除するものとする。

(第六条第三項関係)

第三 強要罪

特定核燃料物質を窃取し、若しくは強取し、又は原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加えることを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処するものとする。

(第八条関係)

第四 附則

1 この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(附則1関係)

2 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）について、
所要の規定の改正を行うこと。

（附則2関係）